

## 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、群馬県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した群馬県地域医療介護総合確保計画（以下「総合確保計画」という。）に基づき、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、居宅等における医療の提供、医療従事者の確保及び勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を図ることを目的として交付する。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、総合確保計画に基づき、別表1の第4欄に定める者（以下「基金事業者」という。）が実施する同表の第1欄に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を交付の対象とする。

2 前項の基金事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助金の対象経費は、別表1の第1欄に掲げる基金事業の区分ごとに、同表の第3欄に定めるとおりとする。ただし、原則として次の各号に掲げる費用を除くものとする。

- 一 土地の取得又は整地に要する費用
- 二 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- 三 工事に伴う事務に要する費用
- 四 既存建物の買収に要する費用
- 五 その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第4条 別表1の第1欄に掲げる基金事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業を除く。）に係る交付額は、次の各号に定める額のうち最も少ない額とする。

- 一 基金事業の区分ごとに、当該事業の総事業費（総事業費が確定していない場合は総事業費の見込額。以下同じ。）から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額

- に、同表の第5欄に定める補助率（以下「補助率」という。）を乗じ、その額に、同表の第3欄に定める対象経費の総額（支出額が確定していない場合は見込額。以下同じ。）に対する交付年度に支出した額の割合（以下「進捗率」という。ただし、受講費補助で複数の年度にわたる事業については、受講期間の割合で進捗率を求めることができるものとする。）を乗じて得た額
- 二 基金事業の区分ごとに、別表1の第2欄に定める基準額（以下「基準額」という。）に、補助率を乗じ、進捗率を乗じて得た額
- 三 基金事業の区分ごとに、別表1の第3欄に定める対象経費の支出額の総額に補助率を乗じ、進捗率を乗じて得た額
- 2 複数の年度にわたる基金事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業を除く。）の最終年度の補助金の交付額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額のうち最も少ない額から、基金事業の最終年度以前に交付した補助金の合計を差し引いた額とする。
- 一 当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額
- 二 基準額に補助率を乗じて得た額
- 三 対象経費の支出額の総額に補助率を乗じて得た額
- 3 別表1の第1欄に掲げる基金事業（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業に限る。）に係る交付額は、別表1の第3欄に定める対象経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額と基準額とを比較して少ない方の額とする。
- 4 前三項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- 一 基金事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 基金事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 五 前号の承認に当たり、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させことがある。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- 七 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 八 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。
- ア 基金事業者が地方公共団体の場合

基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1号を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

イ 基金事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

九 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

十 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

十一 補助事業の遂行において第3条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

2 知事は、基金事業を行う者が交付決定に付された条件に違反した場合には、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。

3 この基金事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

4 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

5 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第2号）をあらかじめ提出するものとする。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、別記様式第3号による申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記様式第3号の2による変更交付申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（遂行状況報告）

第7条 基金事業のうち施設整備に係る事業については、この補助金の事業遂行状況を別記様式第4号により、当該年度の12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

（概算払請求）

第8条 基金事業者は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第5号の概算払請求書1部を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 基金事業の事業実績の報告は、事業完了後10日以内（第5条第1項第2号により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から10日以内）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

2 基金事業が交付決定に係る年度の翌年度以降まで継続するときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の終了後最初の4月10日までに、別記様式第7号による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めたときは、当該基金事業に係る補助金の額を確定し、通知しなければならない。

2 前項による補助金の額の確定は、第5条の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第12条 基金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第8号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、知事は、基金事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行し、平成26年度に開始した事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成27年12月15日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年9月3日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和6年9月5日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和7年9月17日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表1  
(健康福祉課所管)

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
1 在宅医療等基盤整備事業				
①人材育成研修(専門研修) ②人材育成研修(多職種連携) ③普及啓発	400千円	別表2の第1欄に掲げる事業区分ごとに、同表の第3欄に定める対象経費	県・都市医師会、県・都市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4
④地域医療介護連携拠点事業	3,000千円		県医師会及びその他知事が特に認める者	
2 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、在宅療養支援病院設備整備事業	1,000千円	在宅療養支援診療所等における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費（1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレット端末など汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く）	地域における継続的な在宅医療の提供主体となる在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション及び在宅療養支援病院 (年度当初において開設3年以内の事業所及び利用者数の少ない地域の事業所を優先する。) (前2年度においてこの事業に係る補助金を受けた事業所は、補助を受けることができない。)	1/2

3 訪問看護防犯機器等導入経費補助事業	26 千円	<p>訪問看護ステーションにおける防犯機器等の導入にかかる経費</p> <p>※防犯機器：訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器      ※ランニングコストは対象外</p>	<p>訪問看護ステーション</p> <p>※事業者が複数の施設又は事業所を運営している場合（法人等）は、事業所単位としてみなす。つまり、同一の法人でも、事業所が異なれば申請可能。</p>	1/2
------------------------	-------	---	---	-----

## (医務課所管)

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
1 病床機能分化・連携推進事業				
①回復期病床新築整備	回復期病床数 ×25m <sup>2</sup> × 166,300円	回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等への転換、その他地域における協議を踏まえた回復期病床への転換のための次の整備費  病棟等の新築整備費	病院 (事前に地域における協議を踏まえること)	1/2
②回復期病床改修整備	回復期病床数 ×2,935千円	既存病棟等の改修整備費		
③回復期病床設備整備	1 病院当たり 10,800千円 又は 1 病床当たり 200千円 のいずれか少ない方	リハビリテーション設備・医療機器等の備品購入費等		
④病床減を伴う用途変更に係る改修整備	減床病床数 ×2,935千円	一般病床及び療養病床の病床減を伴う、病棟や病室等の用途変更（機能転換以外）を行う次の整備費であって県が認めたもの  既存病棟等の改修等整備費	病院・有床診療所	1/2
⑤病床減を伴う用途変更に係る設備整備	1 病院当たり 10,800千円 又は 1 病床当たり 200千円 のいずれか少ない方	減床した病棟や病室を用途変更した際に必要となる備品購入費等（機能訓練室や研修室、その他県が認めたもの）		
⑥医療機能の自院分析等支援	6,000千円	医療機能の見直し等を検討する上で、専門家による分析（見直しに必要な経営分析を含む）を行うための委託料等の経費のうち、県が必要と認めたもの	医療機関（ただし、重点支援区域の申請を行ったものの、採択されなかった医療機関とする。）	2/3

2	糖尿病病診連携等推進事業	1,232千円	<p>糖尿病治療に係る病診連携推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 紙与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>2 報償費</p> <p>3 旅費</p> <p>4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）</p> <p>5 役務費（通信運搬費、雑役務費）</p> <p>6 使用料及び賃借料</p> <p>7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費</p>	群馬県医師会	10/10
3	産科医師等確保支援事業				
	産科医等育成・確保支援事業				

①産科医等 確保支援 事業	10,000円に、 分娩手当の対 象となる分娩 件数を乗じた 額	分娩を取り扱う産科 ・産婦人科医及び助 産師に対して、処遇 改善を目的として分 娩取扱件数に応じて 支給される手当（分 娩手当等）	総合周産期及び 地域周産期母子 医療センター（ ただし国立大学 法人及び独立 行政法人国立病 院機構が開設す るもの） (一般的な分娩 費用が60万円 未満であること )	2/3
			その他の分娩施 設（一般的な分 娩費用が60万 円未満であるこ と）	1/3
②産科医等 育成支援 事業	研修医1人1月 当たり50,000 円に、研修医 手当を支給し た件数を乗じ た額	臨床研修修了後、指 導医の下、研修カリ キュラムに基づき産 科・産婦人科の研修 を受けている者に対 して、処遇改善を目的 として支給される 手当（研修医手当等 ）	医療機関	1/3
周産期医療従事 者育成支援事業				
①周産期医 療従事者向 けセミナー	2,000千円	群馬大学大学院医学 系研究科又は県内医 療機関等が、周産期 医療の知識や技術の 向上のためのセミナ ーの開催に必要な次 に掲げる経費 1 給与費（常勤職 員給与費、非常勤 職員給与費、法定 福利費等）	群馬大学大学院 医学系研究科又 は県内医療機関 等	10/10

		<p>2 報償費      3 旅費      4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）      5 役務費（通信運搬費、広告費、保険料、雑役務費）      6 使用料及び賃借料      7 委託料（1から6に掲げる経費に該当するもの）      8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費</p>	
②医学生・研修医向けセミナー	250千円	<p>群馬大学大学院医学系研究科又は県内医療機関等が、産婦人科を志す医学生や臨床研修医（初期研修）、産婦人科専攻医のためのセミナーの開催に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）      2 報償費      3 旅費      4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）      5 役務費（通信運搬費、広告費、保険料、雑役務費）      6 使用料及び賃借料      7 委託料（1から6に掲げる経費に該当するもの）</p>	群馬大学大学院医学系研究科又は県内医療機関等 10/10

		8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費		
4	女性医師等就労環境整備・保育支援事業	群馬県知事が必要と認めた額	<p>女性医師等・就労環境整備・保育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>2 報償費</p> <p>3 旅費</p> <p>4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）</p> <p>5 役務費（通信運搬費、広告費、保険料、雑役務費）</p> <p>6 使用料及び賃借料</p> <p>7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費</p>	群馬県医師会 10/10
5	新人看護職員研修事業	別表3に定める基準額のとおり	別表3に定める対象経費のとおり	<p>病院、診療所及び介護老人保健施設 1/2 (病床数300床未満の病院、診療所、介護老人保健施設)</p> <p>1/3 (病床数300床以上の病院)</p>

6	院内研修用設備整備事業	1 施設当たり 4,000千円	病院内で看護師等の資質向上を図るための研修で使用する看護実習シミュレーター等の設備整備費	病院 (国立大学法人、独立行政法人、国立病院機構、公立、公的を除く)	1/2				
7	看護師勤務環境改善施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額の合算額</p> <p><b>基準面積</b> 1 看護単位につき <math>50\text{ m}^2</math></p> <p><b>構造別単価</b></p> <table> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート、木造</td> <td>151,900円</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>132,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ナースコールを更新付設する場合は<math>1\text{ m}^2</math>当たり114,200円を加算</p>	鉄筋コンクリート、木造	151,900円	ブロック	132,600円	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等</p>	病院 (国立大学法人、独立行政法人、国立病院機構、公立、公的を除く)	1/3
鉄筋コンクリート、木造	151,900円								
ブロック	132,600円								
8	病院内保育所運営事業	別表4に定める基準額のとおり	<p>病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 紙与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>2 委託料（上記1に該当する経費）</p>	<p>病院又は診療所 (公立を除く)</p> <p>C型 1/3 (別表5に定めるとおり)</p>	<p>2/3 公的 3/5</p>				

9	病院内保育所施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額</p> <p><b>基準面積</b></p> <p>収容定員数  <math>\times 5 \text{ m}^2</math>  (ただし、30人を限度とする。)</p> <p><b>構造別単価</b></p> <p>鉄筋コンクリート、木造  140,900円  ブロック  123,400円</p>	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費</p>	病院、診療所（公立を除く）	1/3
10	看護師等養成所施設・設備整備事業	<p>①施設整備事業</p> <p>次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額</p> <p><b>基準面積</b></p> <p>ア 保健師、助産師、看護師の養成所  学生定員  <math>\times 20 \text{ m}^2</math>  (ただし、2年課程(通信制)は<math>3 \text{ m}^2</math>)  イ 準看護師の養成所  学生定員  <math>\times 17 \text{ m}^2</math></p> <p><b>構造別単価</b></p> <p>鉄筋コンクリート、木造  123,100円  ブロック  106,800円</p>	<p>看護師等養成所の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p>	看護師等養成所（独法、公立、公的を除く）	1/2

	②初度設備整備事業 ③演習設備整備事業	1 施設当たり 13,335千円  1 施設当たり 8,000千円	看護師等養成所の新設に伴う設備整備費  看護師等養成所の学生の臨床実践能力向上を図るための演習で使用する看護実習シミュレーター等の設備整備費		
11	看護師等養成所運営事業	別表5に定める基準額のとおり	別表5に定める対象経費のとおり	看護師等養成所（公立、公的、学校法人を除く）	10/10
12	看護師特定行為研修支援事業	受講者数× 1,000千円	看護師特定行為研修の受講に係る次の経費（受験料、入学料、受講料、需用費（消耗品費、図書購入費）、旅費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費）	訪問看護事業所、病院、診療所、介護老人保健施設等	1/2
13	感染管理認定看護師研修支援事業	受講者数× 2,200千円	感染管理認定看護師教育課程受講に係る次に掲げる経費（入学金、受講料、需用費（消耗品費、図書購入費）、旅費、受講期間の代替職員に係る人件費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費）	病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所	1/2
14	歯科診療体制整備	13,395千円	障害児（者）歯科診療施設における次の整備費  歯科医療機器等の設備整備費	群馬県歯科医師会  館林邑楽歯科医師会	10/10  1/2

15	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙1のとおり	
16	アドバンス助産師支援事業	1人あたり× 120千円 (従前に補助したものを含む)	アドバンス助産師の養成に係る次の経費 (日本助産評価機構の認証する「助産実践能力習熟段階レベルⅢ」の新規申請に係る申請料、必須研修受講料、指定学会集会費用)	病院、助産所、診療所、医療関係団体	1/2
17	周産期医療体制整備事業	群馬県知事が必要と認めた額	周産期緊急搬送補助システムの導入、保守及び普及に要する次の経費 (事務費、委託料、備品購入費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費)	群馬大学医学部附属病院	10/10
18	小児救急医療支援事業	群馬県知事が必要と認めた額	小児医療機関オンライン支援システムの導入、保守及び普及に要する次の経費 (事務費、委託料、備品購入費、その他事務の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費)	群馬大学医学部附属病院	10/10

(健康長寿社会づくり推進課所管)

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
1 在宅歯科医療連携室整備事業	4,000千円	別表7の第1欄に掲げる事業に必要な、同表の第2欄上欄に定める対象経費	県・都市歯科医師会、その他知事が特に認める者（ただし、設備整備については、在宅歯科医療連携室を実施している団体等に限る）	3/4
在宅歯科医療連携室整備事業（設備整備）	1,000千円	別表7の第1欄の2のエに必要な、同表第2欄下欄に定める対象経費		1/2
2 がん診療施設設備整備事業	1 施設あたり 32,400千円 ただし、1品目の価格が、54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲で加算することができる。	別表8の第1欄に掲げる事業に必要な、同表の第2欄に定める対象経費	がん診療連携拠点病院、群馬県がん診療連携推進病院	1/3
3 がん診療施設設置整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 1,300m <sup>2</sup> 構造別単価 病棟 鉄筋コンクリート 166,300円 ブロック 145,100円 診療棟 鉄筋コンクリート 185,900円 ブロック 162,600円	別表9の第1欄に掲げる事業に必要な、同表の第2欄に定める対象経費	がん診療連携拠点病院、群馬県がん診療連携推進病院	1/3

## (障害政策課所管)

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
1 医療型短期入所事業所設備整備事業	医療型短期 入所事業所 4,000千円	<p>短期入所事業所（新規に設置しようとする場合を含む）における次の整備費</p> <p>ア 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大のために必要な設備整備に要する費用（設置工事費を含み、工事事務費は含まない。）</p> <p>イ 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。）</p> <p>※医療的ケア児（者）</p> <p>人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（者）。</p>	医療型短期入所事業所	1/2

## (児童福祉課所管)

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
1 小児等在宅医療連携拠点事業				
人材育成等	584千円 200千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費	群馬県看護協会 群馬県立小児医療センター	10/10

別表2（健康福祉課所管 在宅医療等基盤整備事業関係）

1 事業区分	2 事業内容	3 対象経費
①人材育成研修 (専門研修)	在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る医療従事者向け研修 (医師、歯科医師、薬剤師、看護師等) 及び専門分野研修(認知症、がん等)	事業実施に必要な次に掲げる経費 1 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 2 報償費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 5 役務費(通信運搬費、雑役務費) 6 使用料及び賃借料 7 委託料(前記1から6に掲げる経費に該当するもの) 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費
②人材育成研修 (多職種連携)	在宅医療における多職種又は医療・介護の連携促進に係る研修	
③普及啓発	県民等に対する在宅医療に関する普及啓発事業	
④地域医療介護連携拠点事業	市町村の在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施につなげるための、在宅医療介護連携の推進拠点となる県医師会等における以下のような取組 (1) 在宅医療の実施体制の充実強化 (2) 在宅医療介護連携体制の構築推進 (3) 主治医、副主治医制の構築等に係る調整 (4) 在宅医療推進に係る研修 (在宅医療に係る医師の同行訪問等)	

別表3（医務課所管 新人看護職員研修事業関係）

基準額	対象経費
<p>次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等が1名のとき 440千円            (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円とする。)</p> <p>イ 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円            (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p>
<p>(2) 教育担当者経費</p> <p>新人看護職員等5名以上の場合に5名ごとに 215千円</p> <p>(注)</p> <p>新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p>
<p>(3) 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1～4名を受け入れる場合            1 施設当たり113千円</p> <p>イ 5名以上受け入れる場合            1 施設当たり226千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。            2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>	<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
<p>(4) 地域連携多施設合同研修事業</p> <p>1 施設当たり300千円</p> <p>(注)</p> <p>複数の医療機関が合同で新人看護職員研修を補完する研修を企画及び実施する場合において、事務局となる医療機関に対し加算する。</p>	<p>地域連携多施設合同研修事業の実施に必要な研修経費（報償費、旅費、需用費、役務費）</p>

別表4（医務課所管 病院内保育所運営事業関係）

基準額
病院内保育施設の種別は次のとおりとする。
A型： 児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有し、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収しているもので、B型、B型特例に該当しないものとする。 ただし、A型のうち児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上を有するものは、A型特例とする。
B型： 児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上有し、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収しているものとする。 ただし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。
C型： 実施主体が、医療法第31条に定める公的医療機関であり、児童1人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上を有するもので、A型、A型特例、B型及びB型特例に該当しないものとする。
補助率について、公的とは、日赤、済生会が設置する医療機関とする。
各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除の上、3で定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額
<b>1 基本額</b>
A型特例 1人 × 180,800円 × 運営月数
A型 2人 × 180,800円 × 運営月数
B型 4人 × 180,800円 × 運営月数
B型特例 6人 × 180,800円 × 運営月数
C型 2人 × 177,090円 × 運営月数
<b>2 加算額</b>
24時間保育を行っている施設 23,410円 × 運営日数
病児等保育を行っている施設 187,560円 × 運営月数
児童保育を行っている施設 10,670円 × 運営日数
休日保育を行っている施設 11,630円 × 運営日数
(休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)
<b>3 病院内保育所運営事業に係る保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率</b>
(1) 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。

表1 上限人数

種別	保育児童
A型特例	1人
A型、C型	4人
B型	10人
B型特例	18人

- (2) 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費+その他の経費

注) ① 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例、A型及びC型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例、A型及びC型2人、B型4人、B型特例10人とする。

② その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

③ 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2. 6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額 3,186,000円

- (3) 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1. 0
5以上20未満	0. 8
20以上	0. 6

別表5（医務課所管 看護師等養成所運営事業関係）

基準額
基準額A及び基準額Bの合計額
1 基準額A 別表6－1に掲げる金額の合計に別表6－2に定める調整率を乗じて得た額
2 基準額B 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人あたり 147,000円
(注) 1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。 2 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。 3 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。 4 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務図書管理等の事務に2人以上専任として位置付けがなされている場合に限る。 5 へき地等の地域に所在する養成所は、吾妻保健医療圏及び沼田保健医療圏に所在する養成所とする。 6 看護教員養成講習会参加促進事業は、平成22年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要綱について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会とする。
対象経費
看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費とする。
1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（上記教員経費のうち、(1)～(3)に該当するものとする。）
2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）
3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち、(1)及び(2)に該当するものとする。）

- 4 実習施設謝金
- (1) 報償費（実習施設謝金）
  - (2) 委託料（上記報償費とする。）
- 5 へき地等の地域に所在する養成所に対する経費
- (1) 実習体制支援経費  
賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料
  - (2) 看護職員養成確保促進経費  
旅費、需用費（印刷製本費、食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料
  - (3) 委託料（上記へき地の地域に所在する養成所に対する経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。）
- 6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費  
部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費

別表6－1

課程	養成所1か所当たり	専任教員 増員分	事務職員分 1か所当たり	生徒1人 当たり	へき地等に所 在する養成所
助産師養成所	8,284千円		536千円	141,800円	
看護師養成所 (3年課程・全日 制)	16,178千円	別表 6－3 のとおり	536千円	15,500円	
看護師養成所 (2年課程・定時 制)	10,417千円		402千円	17,600円	
准看護師養成所	8,080千円		536千円	13,100円	973千円

別表6－2

看護師等養成所の総定員数	調整率
総定員181人以上	0.92
総定員161人以上180人以下	0.94
総定員121人以上160人以下	1.00
総定員 81人以上120人以下	1.02
総定員 80人以下	1.04

別表6－3

課程	総定員	加算額
助産師養成所	総定員20人以下	—
	総定員21人以上	1,842千円
看護師養成所 (3年課程・全日 制)	総定員120人以下	—
	総定員121人以上150人以下	1,842千円
	総定員151人以上	3,684千円
看護師養成所 (2年課程・定時 制)	総定員120人以下	—
	総定員121人以上150人以下	1,381千円
	総定員151人以上	2,762千円
准看護師養成所	総定員80人以下	—
	総定員81人以上110人以下	1,842千円
	総定員111人以上140人以下	3,684千円
	総定員141人以上	5,526千円

別表7（健康長寿社会づくり推進課所管 在宅歯科医療連携室整備事業関係）

1 事業内容	2 対象経費
<p>1 在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築することを観点として、次に掲げる点に留意して行う、「在宅歯科医療連携室」の設置及び運営。(留意点)</p> <p>ア 設置に関して、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。</p> <p>イ 運営に関しては、住民や他団体（職種）を含めて定期的に検討や評価を行うこと。</p> <p>2 上記1で設置した「在宅歯科医療連携室」において、地域の実情に応じて行う、次に掲げる業務。</p> <p>ア 医科・介護等との連携・調整に関する業務</p> <p>イ 在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務</p> <p>ウ 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務</p> <p>エ 在宅歯科医療機器の貸出に関する業務</p> <p>オ 地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等から要望が寄せられている事項及び広報に関する業務</p>	<p>事業実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>2 報償費</p> <p>3 旅費</p> <p>4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）</p> <p>5 役務費（通信運搬費、雑役務費）</p> <p>6 使用料及び賃借料</p> <p>7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの）</p> <p>8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費</p> <p>貸出用医療設備の整備に係る備品購入費</p>

別表8（健康長寿社会づくり推進課所管 がん診療施設設備整備事業関係）

1 事業内容	2 対象経費
1 がん診療連携拠点病院 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」 Ⅱの1（3）①に規定する医療設備の整備	医療設備の整備に係る備品購入費
2 群馬県がん診療連携推進病院 「群馬県がん診療連携推進病院指定要件」第2の 1（3）に規定する医療設備の整備	

別表9（健康長寿社会づくり推進課所管 がん診療施設設備整備事業関係）

1 事業内容	2 対象経費
1 がん診療連携拠点病院 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」 Ⅱの1（3）①に規定する医療施設の整備	次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費  (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)  (2) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等)
2 群馬県がん診療連携推進病院 「群馬県がん診療連携推進病院指定要件」第2の 1（3）に規定する医療施設の整備	

## 別紙1（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業）

### I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

#### 1 基準額

医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。3(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。) 1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

#### 2 対象経費

医師の労働時間短縮に向けた取組として、3(2)③における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができます。

(対象経費の例)

区分	補助内容	例
資産形成経費	ICT等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムやAI問診システム、カルテの自動音声入力システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
その他経費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修の受講料
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の導入経費
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職に係る人件費

#### 3 基金事業者

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める(1)に掲げる医療機関であって(2)の交付要件を満たすもの。ただし、診療報酬により

地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

#### (1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関とする。

- ①救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1000 件以上 2000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - ②救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
    - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
    - イ へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
  - ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
    - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
    - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 6 事業で重要な医療を提供している医療機関
  - ④その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- ※ ①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している 4 月から 3 月までの 1 年間における実績とする。

#### (2) 交付要件

次の①～④のいずれをも満たすこと。

- ①勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ②年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
- ③医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては G－M I S に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- ※ 実際に労働時間が短縮していることを毎年、本補助金の実績報告時に確認すること。
- ④「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

### 4 補助率

- (1) 資産形成経費：3 分の 2 ただし、ICT 等に係るもの以外は、2 分の 1
- (2) その他経費：10 分の 10 ただし、人件費への補助は 2 分の 1

## II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

### 1 基準額

医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

### 2 対象経費

医師の労働時間短縮に向けた取組として、3（2）③における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができます。

（対象経費の例）

区分	補助内容	例
資産形成経費	ICT等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムやAI問診システム、カルテの自動音声入力システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
その他の経費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修の受講料
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の導入経費
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職に係る人件費

### 3 基金事業者

病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関として知事が認める（1）に掲げる医療機関であって（2）の交付要件を満たすもの。

### (1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関とする。

- ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本 19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床あたりの常勤換算医師数が 40 人以上」かつ「常勤換算医師数が 40 人以上」の医療機関  
※ 常勤換算医師数は、 病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）
- ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本 19 領域のうち 10 以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

### (2) 交付要件

次の①～④のいずれをも満たすこと。

- ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ② 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていていること。
- ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては G-MIS に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。  
※ 実際に労働時間が短縮していることを毎年、本補助金の実績報告時に確認すること。
- ④ 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

## 4 補助率

(1) 資産形成経費：3 分の 2 ただし、ICT 等に係るもの以外は、2 分の 1

(2) その他経費：10 分の 10 ただし、人件費への補助は 2 分の 1

## III 勤務環境改善医師派遣等推進事業

### 1 基準額

派遣医師 1 人あたり標準単価を月 1,250 千円とし、当該医師を派遣した月数を乗じた額に、当該医師の派遣元医療機関における派遣期間中の総診療日数に対する実際の派遣勤務日数の割合を乗じて得た額を補助額の基準とする。

※ 標準単価 派遣医師 1 人あたりに対して、1 か月の派遣に係る補助金算定の基礎となる金額をいう。

※ 派遣した月数 派遣医師を派遣した月の数をいう。暦月単位で算定するものとし、月

の一部のみの派遣であっても 1 か月とみなす。

- ※ 派遣元医療機関 派遣医師の配置に関する人事的調整・管理を担う医療機関をいう。補助金の申請及び交付に関する手続きは、派遣元医療機関が行う。
- ※ 派遣勤務日数 派遣医師が実際に派遣受入医療機関において診療業務に従事した日数をいう。診療を行った日を 1 日とし、半日勤務等は 1 日として算定する。
- ※ 総診療日数 派遣医師を派遣した月における派遣元医療機関の診療日数の合計をいう。暦日ではなく、診療日を基準とする。

## 2 対象経費

次のいずれも満たす医師派遣に係る派遣元医療機関の逸失利益に対して補助を行う。

- (1) 派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として行う医師派遣であること。
  - (2) 年の時間外・休日労働が 720 時間を超える医師を雇用している医療機関で、当該医師の所属する診療科への医師派遣であること。
  - (3) 同一法人間及び県外への医師派遣ではないこと。
  - (4) 令和 6 年度以降新規で行う医師派遣（令和 5 年度派遣実績と比べて増加した派遣月数）であること。
- ※ 逸失利益 直近の決算に基づき算出される、医師 1 人あたり 1 か月当たりの経常利益相当額に、当該医師を派遣した月数を乗じた額に、派遣元医療機関における派遣期間中の総診療日数に対する実際の派遣勤務日数の割合を乗じて得た額を、派遣医師ごとに算定し、その合計額をいう。
  - ※ 医師 1 人あたり 1 か月当たりの経常利益相当額の算定に係る医師には、非常勤の者を含む。

## 3 基金事業者

(1) の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関であって (2) の交付要件を満たすもの。

### (1) 派遣受入医療機関

次のいずれかを満たす医療機関とする。

- ① 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5 疾病 6 事業で重要な医療を提供している医療機関
- ③ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

### (2) 交付要件

次のいずれも満たすこと。

- ① 対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。
- ② 派遣受入医療機関においては、次のいずれをも満たすこと
  - ・勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

- ・年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用し、36 協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超える協定を締結している医療機関であること。
- ・医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G－M I S に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

#### 4 補助率

10 分の 10